

## 医師確保計画（案）の数値目標について

県議会における知事答弁を踏まえ、医師確保計画（案）の数値目標を以下のとおりとしたい。

### 1. 3/4 県議会代表質問における知事答弁要旨

#### 【医師確保計画（案）の数値目標達成に向けた今後の取り組みについて】

現時点の医師確保計画(案)では、国が算定する医師偏在指標に基づき、全国下位3分の1の医師少数県を脱するために必要な医師の総数として811名という数字が示されているが、この数字は、あくまで国が全国の長期的な医療需要の推計から機械的に算出しただけの数値であり、個々の地域の実情は勘案されておらず、具体的な医療機関や診療科について、個別に必要となる医師数は示されていない。

したがって、この必要医師数は、全国順位を基準とした相対的な目安として参考にはなるものの、医師総数を増やすだけの目標では、地域医療を守るためには十分でなく、各医療圏の実情をより詳細に分析した上で、どの医療機関の、どの診療科の医師が、何人必要なのか等、地域の中核的な医療機関において優先的に確保すべき医師を明確に定めるといった、きめ細かな対応が重要であると考えます。

このため、早急に対応が必要な「最優先の医療機関・診療科」の医師確保を計画の目標として設定したいと考えており、現在も、16名の医師を今年9月までに確保すると目標を明確化し、各医療機関と連携しながら具体的な取組みを進めているところである。

今後は、引き続き、明確な目標設定を行い、あらゆる手段を講じながら、医師の不足と偏在の解消を目指す。

### 2. 対応案

知事の答弁及び医師確保計画策定ガイドラインの考え方を踏まえ、現時点の計画案の数値目標である、2023年の目標医師数（県全体で811人、医師少数区域合計で308人）については、国が全国における医師需給均衡を目指す2036年を見据え、本県で医師の養成・確保に取り組むにあたっての参考数値とする。

#### 【医師確保計画策定ガイドライン上の取扱い】

- ・都道府県によっては、医師確保計画の計画期間中に目標医師数を達成することが非常に困難となる二次医療圏又は都道府県が存在することが想定される。
- ・そのような二次医療圏又は都道府県については、2036年までに医師需要を満たすだけの医師数（必要医師数）を確保することに主眼を置くことはやむを得ない。

また、現在、県が本年9月までの目標として取り組む「最優先で医師確保に取り組む医療機関診療科」（5医療機関、16名）について、今後、地対協を中心として取り組む「医師配置調整スキーム」での議論を踏まえ、随時、更新していくことを前提に、本計画の数値目標として設定する。

## 3. 計画の修正案

## 4 本計画の数値目標

## (1) 考え方

本県の地域医療の確保・充実を図るためには、各二次保健医療圏の実情をより詳細に分析した上で、優先的に医師を確保すべき医療機関や診療科を明確にし、早急かつきめ細やかに対応することが重要です。

このため、本計画における「重点化の視点」を踏まえ、救急・小児・周産期などの政策医療を担い、地域の中核となる医療機関の内、特に早急な対応が必要な医療機関・診療科について、随時、目標設定を行い、重点的な医師確保に取り組みます。

## (2) 最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科

県では、特に早急な対応が必要な5医療機関の産婦人科・小児科等の診療科16名を「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」に設定し、2020年(令和2年)9月までの医師確保を目標として、県外からの医師確保など短期的な施策の重点化を図っていることから、これを本計画の数値目標とします。

「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」は、県地域医療対策協議会等における検討・議論を踏まえ、随時、見直しを行うこととします。

## 【最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科(令和2年3月時点)】

二次保健医療圏	医療機関名	診療科	確保が必要な医師数
日立	(株)日立製作所日立総合病院	産婦人科	4
		小児科	2
常陸太田・ひたちなか	常陸大宮済生会病院	内科(救急科)	3
鹿行	神栖済生会病院	整形外科	3
土浦	総合病院土浦協同病院	産婦人科	2
取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター	小児科	2
計			16

(参考：計画期間における本県の必要医師数)

・国では、2036年に全国の医師需給均衡を実現するため、2023年に医師少数区域及び医師少数都道府県が計画期間開始時点の医師偏在指標の下位33.3%の基準を脱する(すなわち、その基準に達する)ために要する医師数を算定しており、本計画では、これを本県で医師の養成・確保に取り組むにあたっての参考数値とします。

区域等	区域の分類	標準化医師数 (2016年12月31日時点)	全国下位33.3%の基準を脱するために必要となる医師数(2023年)
茨城県	医師少数県	5,281.0	6,092.0
つくば保健医療圏	医師多数区域	1,362.5	-
水戸保健医療圏	医師多数区域	1,083.0	-
土浦保健医療圏	-	553.4	-
取手・竜ヶ崎保健医療圏	医師少数区域	753.3	755.0
鹿行保健医療圏	医師少数区域	233.1	272.3
古河・坂東保健医療圏	医師少数区域	307.5	365.2
筑西・下妻保健医療圏	医師少数区域	248.8	293.9
常陸太田・ひたちなか保健医療圏	医師少数区域	369.5	446.8
日立保健医療圏	医師少数区域	370.0	457.0